

[渡航関連ニュース TOP画面へ](#)

発信日：2012年8月30日

タイトル：米国：未成年渡航 同意書が必要

米国大使館

[査証取扱要領](#)

ビザハンドブック2012 27ページ

8月20日現在、18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書（英文）が必要です。

修学旅行や研修旅行などの団体渡航の場合も必要です。

同意書は自由フォームです。

同意書は公証を受けるよう、米国当局より推奨されています。

離婚や死別等、法的な親権者がいない場合、その理由を証明する書類（戸籍謄本等）、片方の親を指名する出生証明書、死亡診断書などを提出（いずれも英語）下さい。

修学旅行や研修旅行などの団体旅行の場合も同意書が必要です。

なお、同意書は必ずしも入国時に提出を求められるものではありませんが、求められた際に提出できない場合、入国を拒否される可能性があります。

参照：米国CBPサイト

Child traveling with one parent or someone who is not a parent or legal guardian or a group

[https://help.cbp.gov/app/answers/detail/a\\_id/268/kw/child/sno/2](https://help.cbp.gov/app/answers/detail/a_id/268/kw/child/sno/2)

以上

JATANAVIに掲載されたコンテンツの著作権は本会または原著者に帰属します。また、一部の除いて情報の複製、販売、他ネットに転載すること及び著作権法で定める私的利用の範囲を超えて利用することはできません。詳細は「JATANAVI利用規約」の定めによります。

Copyright(C) 2012 JATA (Japan Association of Travel Agents) All rights reserved